

指定障害福祉サービス

契 約 書

社会福祉法人ふきのとう

ふきのとう訪問介護事業所あやべ

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人ふきのとう（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定行動援護支援（以下「指定居宅介護等」といいます）について、次のとおり契約を締結します。

第1条（目的）

事業者は、利用者に対し、障害者自立支援法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅介護及び指定重度訪問介護及び指定行動援護（以下、「指定居宅介護等サービス」といいます）を提供し、利用者は、事業者に対し、居宅介護等サービスに対する料金を支払います。

第2条（期間）

- 1 本契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の支給決定期間の有効期間満了日までとします。
- 2 この契約は契約期間満了の1カ月前までに利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は自動更新するものとします。

第3条（居宅介護計画）

- 1 事業者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、居宅介護等サービスの目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護計画、重度訪問介護計画、行動援護計画（以下、「居宅介護計画等」といいます）を、本契約締結の日から10日以内に作成します。
- 2 居宅介護計画等については、作成後においても、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護等計画等の変更を行います。
- 3 居宅介護計画等の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその家族に説明の上、交付します。
- 4 利用者は、障害福祉サービス受給者証の記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

- 1 利用者が提供を受ける指定居宅介護等サービスの内容は、重要事項説明書に定めたとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は居宅介護計画書等に基づき重要事項説明書に定めた内容の居宅介護等を提供します。

第5条（介護給付費支給申請に係る援助）

- 1 事業者は、介護給付費支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、障害福祉サービス受給者証の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行います。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は指定居宅介護等サービスの実施ごとにサービス内容などを所定の記録用紙に記録し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後に控えを利用者に交付します。
- 2 事業者はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年保管します。
- 3 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧することができます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

- 1 利用者は、利用者が受けた指定居宅介護等サービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及び居宅介護等サービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月10日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の利用額を翌月末日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従事者がサービスを実施するために使用する水道・ガス・電気・電話の費用及び交通費の実費（通院・買い物などの際、交通機関を利用した場合）を負担します。
- 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護等サービスに要し

た交通費は、その実費を徴収いたします。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10km 未満 400 円
- ② 片道 10km を超えた場合、5km 毎に 50 円加算
- ③ タクシー利用の場合は実費負担

5 項、6 項の交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けます。

第 8 条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、指定居宅介護等サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲で追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日の午後 5 時までには事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第 1 項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

第 9 条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、居宅において日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第 10 条（事業者の具体的義務）

- 1 （安全配慮義務）事業者は、指定居宅介護等サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体財産の安全・確保に配慮します。
- 2 （説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 （守秘義務）事業者及び従業者は、指定居宅介護等サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 （身体拘束の禁止）事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者

の行動を制限する行為を行いません。

- 5 (記録保存整備義務) 事業者は、指定居宅介護等サービス提供に関する記録を整備し、その完結後 5 年間保存します。利用者は、事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分)内において、当該利用者に関する諸記録を閲覧できます。

第 11 条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、指定居宅介護等サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、指定居宅介護等サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 12 条 (契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所が閉鎖した場合
- 3 事業者が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 4 第 12 条から第 14 条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 5 第 2 条の契約期間が満了した場合(但し、満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く)

第 13 条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合

- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が施設に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第14条（苦情解決）

- 1 利用者は、事業者が提供する指定居宅介護等サービスに関して、重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、事業者が提供する指定居宅介護等サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員及び都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第15条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第16条（裁判管轄）

本契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

京都府綾部市岡町長田 3 番地の 1

社会福祉法人ふきのとう

理事長 新庄 祐士

印

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

※署名または記名押印

電話番号 () _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____